

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 1 項第 18 号に規定する簡漁業（簡漁業）につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 8 年（2026 年）8 月 27 日

熊本県知事 木村 敬

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
簡漁業	簡漁業	①火共第 1 号共同 漁業権漁場内	4 月 1 日から 9 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載 された総トン数及び馬力数）	3 隻	1 宇城市三角町または不知 火町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
簡漁業	簡漁業	①火共第 1 号共同 漁業権漁場内	4 月 1 日から 9 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載 された総トン数及び馬力数）	1 隻	1 宇城市松橋町に住所を有 する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
簡漁業	簡漁業	①火共第 1 号共同 漁業権漁場内	4 月 1 日から 9 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載 された総トン数及び馬力数）	4 隻	1 八代郡氷川町に住所を有 する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
簡漁業	簡漁業	①火共第 1 号共同 漁業権漁場内	4 月 1 日から 9 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載 された総トン数及び馬力数）	5 隻	1 八代市鏡町に住所を有す る者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
筒漁業	筒漁業	①火共第 2 号共同 漁業権漁場内	4 月 1 日から 9 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載 された総トン数及び馬力数)	10 隻	1 八代市に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
筒漁業	筒漁業	①別記 1 のとおり	4 月 1 日から 9 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載 された総トン数及び馬力数)	1 隻	1 葦北郡芦北町に住所を有 する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
筒漁業	筒漁業	①別記 2 のとおり	4 月 1 日から 9 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載 された総トン数及び馬力数)	2 隻	1 天草市天草町に住所を有 する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
筒漁業	筒漁業	②別記 3 のとおり	4 月 1 日から 9 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載 された総トン数及び馬力数)	1 隻	1 天草市栖本町に住所を有 する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 8 年（2026 年）9 月 1 日から令和 8 年（2026 年）9 月 18 日まで

3 備考

(1) この公示に係る許可の有効期間は、令和 8 年（2026 年）10 月 1 日から令和 11 年（2029 年）9 月 30 日 までとする。

(2) この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付する。

操業区域①の許可又は起業の認可

ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。

操業区域②の許可又は起業の認可

ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。

イ 同時に使用する筒の数は、300 個を超えてはならない。

(3) この公示に係る共同漁業権は令和5年(2023年)9月1日に免許されたものとする。

別記1

操業区域(火共第3号共同漁業権漁場内 芦北地先)

次の甲、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、乙を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

甲 芦北町大字海浦と芦北町大字鶴木山との海岸線における境界

乙 芦北町松が鼻

イ 芦北町大字海浦と芦北町大字鶴木山との境界沖合の白神瀬北西端

ロ 沖島西端と白神瀬頂点を見通した線から沖島西端を基点として右へ235度6分545メートルのところ

ハ 沖島北西端から真方位0度・181メートルのところ

ニ 木島南端から真方位180度・181メートルのところ

ホ 乙から真方位351度30分・1,590メートルのところ

ヘ 乙から真方位351度20分・354メートルのところ

ト 芦北町と津奈木町との境界(福浦川尻中央点)

チ 芦北町と津奈木町との福浦川尻右岸河川堤防と海岸堤防の接するところ

別記2

操業区域(天草町地先)

次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、基点2を順次に結んだ線及びカとキを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第137号(天草郡苓北町(以下、「苓北町」という。))と天草市天草町(以下、「天草町」という。))との海岸線における境界海岸線における)

基点2 熊本県漁場基点天第151号(天草市魚貫町と天草町との海岸線における境界)

ア 基点1と苓北町四季咲岬西端を見通した線から基点1を基点として右へ311度48分、2,800メートルのところ

イ 天草町高浜灯台と天草町下大瀬頂点を見通した線から高浜灯台を基点として右へ39度30分、2,550メートルのところ

ウ 天草町大江と天草町高浜との海岸線における境界から天草町大ヶ瀬(魚見瀬)頂点を見通した線上、天草町大江と天草町高浜との海岸線における境界から1,800メートルのところ

エ 天草町大江毛足山山頂から天草町小ヶ瀬頂点を見通した線上、小ヶ瀬頂点から200メートルのところ

オ 基点2と天草町小ヶ瀬頂点を見通した線から基点2を基点として右へ314度28分、1,080メートルのところ

カ 天草市河浦町(以下、「河浦町」という。))崎津と天草町大江との北側境界

キ 河浦町崎津と天草町大江との南側境界

別記 3

操業区域 （栖本地先）

次の基点 1、ア、イ、ウを順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点 1 熊本県漁場基点天第 215 号（天草市下浦町と天草市栖本町（以下、「栖本町」という。）との海岸線における境界（船瀬鼻南端））

ア 基点 1 から天草市御所浦町（以下、「御所浦町」という。）黒島南西端を見通した線上、基点 1 から 900 メートルのところ

イ 天草市倉岳町（以下、「倉岳町」という。）阿房の浦橋東角から御所浦町黒島北東端を見通した線上、阿房の浦橋東角から 1,700 メートルのところ

ウ 倉岳町と栖本町との海岸線における境界